

議案第76号

松阪市中心市街地活性化複合施設条例の一部改正について

松阪市中心市街地活性化複合施設条例（平成30年松阪市条例第34号）の一部を次のように改正する。

令和4年6月16日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市中心市街地活性化複合施設条例の一部を改正する条例

松阪市中心市街地活性化複合施設条例（平成30年松阪市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項を次のように改める。

市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除
- (2) 施設の管理運営団体（指定管理者）が施設の設置目的に沿った事業を行うとき 全額免除
- (3) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除
- (4) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額

第21条第2項第2号中「利用料」を「利用料金」に、「第8条中「市長は、特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、公益上必要があると認めるときは、市長が定める基準に従い」とを「第8条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第8条中「市長は」とあるのは「指定管理者は」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第4号中「市長が特に必要があると認める」とあるのは「指定管理者が、特に必要があると認め、あらかじめ市長の承認を得た」と」に改める。

別表第1中「33円」を「24円」に、「

展示室	基本使用料	3,150円	4,680円	4,210円	7,740円	8,890円	11,910円
	冷暖房料	570円	770円	770円	1,540円	1,730円	2,500円

会議・セミナー室	基本使用料	2,820 円	4,210 円	3,780 円	6,940 円	7,980 円	10,680 円
	冷暖房料	570 円	770 円	770 円	1,540 円	1,730 円	2,500 円

」を「

展示室	3,700 円	4,620 円	4,620 円	8,300 円	9,220 円	11,980 円
会議・セミナー室	3,940 円	4,940 円	4,940 円	8,940 円	9,940 円	12,940 円

」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 平日とは、土曜日、日曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日をいう。）以外の日をいう。
- 2 展示室及び会議・セミナー室を使用する場合において、営利又は営業上の目的で使用するとき、平日にあっては基本使用料の 1.5 倍、土曜日、日曜日及び休日にあつては 2 倍とする。
- 3 前項以外の目的で土曜日、日曜日及び休日に使用する場合は、基本使用料の 1.5 倍とする。
- 4 前 2 項の規定による使用料の加算に当たり 10 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 8 条及び別表第 1 の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料の減免及び使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料の減免及び使用料についてはなお従前の例による。